

大分大学医学部遺伝子検査ラボにおける検査受託細則

令和2年10月7日制定
令和2年医学部細則第2-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部遺伝子検査ラボ規程（令和2年医学部規程第2-1号）第2条第2項の規定により、大分大学医学部遺伝子検査ラボ（以下「遺伝子ラボ」という。）における遺伝子検査（以下「検査」という。）の受託に関し必要な事項を定める。

(受託基準)

第2条 検査は、教育、研究及び臨床において有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がない場合に限りこれを受託することができる。

(受託手続)

第3条 検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の申込書及び検査材料を遺伝子ラボに提出しなければならない。

(検査料)

第4条 依頼者は、別表に規定する検査料を検査実施前に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると認められる場合は、検査終了後に納付することができるものとする。
2 既納の検査料は返還しない。

(検査材料の返還)

第5条 検査材料は、依頼者に返還しない。

(検査後の措置)

第6条 検査を担当した職員は、検査終了後、所定の検査結果報告書を依頼者に交付するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、検査の受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部細則第2-2号）

この細則は、令和3年10月13日から施行する。

別表（第4条関係）

検査種目		検査料
眼科領域	多項目PCR（ウイルス性ぶどう膜炎）	31,300円
	多項目PCR（急性細菌性眼内炎）	33,900円
血液内科領域	多項目PCR（日和見感染症）	42,500円
個別定量PCR	HHV-6	13,000円
	アデノウイルス	13,000円
	BKウイルス	13,000円
狂犬病中和抗体価測定		12,500円
SFTSV検出PCR検査		6,500円
SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）PCR検査 （海外渡航陰性証明書用）		20,000円
SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）中和抗体検査 （企業用）		2,200円
SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）中和抗体検査 （個人用）		4,000円

注 上記の検査料には消費税等を含む。